

公益財団法人石巻市芸術文化振興財団 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人石巻市芸術文化振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県石巻市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、石巻市において芸術文化の普及振興事業を展開することにより、創造性豊かで潤いのある明るい市民生活を形成し、併せて芸術文化活動を通じ、地域社会の活性化を図るとともに、広く芸術文化及び地域の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 芸術文化活動の普及振興に関する事業
- (2) コミュニティ活動の促進及び支援に関する事業
- (3) 芸術文化活動及びコミュニティ活動の推進を目的とした公共施設での管理運営に関する事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、宮城県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分し、又は担保に供し、若しくは基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、基本財産によって生じた収入は、この法人の業務及び活動の費用に充てるものとする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに宮城県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の各号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第199条において準用される同法第129条及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第21条第2項の規定に基づき、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - 4 前2項の書類（定款を除く。）については、認定法第22条の規定に基づき、毎事業年度終了後3箇月以内に宮城県知事に提出しなければならない。
 - 5 この法人は、第2項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に、評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニまでに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、この法人の理事及び監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催することができる。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ること

なく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

5 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人1名が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他、法令で定める特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、次の職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
 - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
 - (4) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
 - (5) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。
 - (6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定

時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前各項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、退任した理事又は監事の残任期間とし、増員により選任された理事の任期は、現任者の任期が満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 of 解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員 of 報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引 of 制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員 of 責任の一部免除)

第29条 この法人は、法人法第198条において準用される同法第111条第1項の規定による理事又は監事の損害賠償について、法人法第198条において準用される同法第114条その他法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法人法第198条において準用される同法第113条その他法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) この法人の業務の適正を確保するための体制の整備
 - (6) 第29条に規定する役員の一部免除

(招 集)

第32条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、次条第3項第2号又は第4号の規定による請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(種類及び開催)

第33条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 法令の規定により監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、専務理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。
- 3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第23条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。
- 3 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、当該事項の変更につき、宮城県知事の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行ったときは、遅滞なく、その旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第43条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第44条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 阿部和夫、大森信治郎、北村悦朗、木村均、境直彦
千葉信行、千葉美貴子、藤間勘恵（本名：今津千恵子）、毛利スミ子

監事 松川幸代、松川正

4 この法人の最初の理事長は北村悦朗、専務理事は千葉信行とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

伊藤和男、大谷尚文、高橋静子、樋口悦子、久道澄子、三浦頼子

公益財団法人石巻市芸術文化振興財団 役員名簿

令和5年3月31日現在

役職名	氏名	職業及び役職等	任期
理事長 (代表理事)			
専務理事 (業務執行理事)	千葉 美貴子	石巻少年少女合唱隊隊長	R3.6.22 ~ R5 定時評議員会
理事	阿部 和夫	映画『宮城からの報告—こども・学校・地域』製作委員会代表	R3.6.22 ~ R5 定時評議員会
理事	石井 透公	石巻市教育委員会事務局長	R4.6.17 ~ R5 定時評議員会
理事	大森 信治郎	聖和学園短期大学講師 大もり屋本店代表取締役	R3.6.22 ~ R5 定時評議員会
理事	木村 均	劇団夢回帰船事務局長	R3.6.22 ~ R5 定時評議員会
理事	武内 宏之	元石巻日日新聞社常務取締役兼報道部長	R3.6.22 ~ R5 定時評議員会
理事	堀内 賢市	石巻市代表監査委員	R4.6.17 ~ R5 定時評議員会
理事	松浦 敏枝	公益財団法人石巻市芸術文化振興財団 事務局長	R4.6.17 ~ R5 定時評議員会
理事	毛利 スミ子	母なる北上川を愛する女性の会会長	R3.6.22 ~ R5 定時評議員会
理事	山田 元郎	石巻シティウインドアンサンブル団長 矢本はなぶさ幼稚園園長	R3.6.22 ~ R5 定時評議員会
監事	松川 幸代	税理士・行政書士	R3.6.22 ~ R7 定時評議員会
監事	阿部 伸一	石巻信用金庫常勤理事	R3.6.22 ~ R7 定時評議員会

令和4年度事業報告

I 芸術文化活動の普及振興事業（公益目的事業）

1 公演鑑賞事業

①ケロポンズ ファミリーコンサート

日時 令和4年5月8日（日）午前11時 / 入場者数226名
午後2時30分 / 入場者数154名

会場 河北総合センター 文化交流ホール

入場料 全席指定 一般2,000円 / 子供1,000円

②石巻市博物館第1回企画展

平山郁夫が描いた「奥の細道」－松尾芭蕉がみた石巻－

会期 令和4年5月20日（金）～6月26日（日） / 入場者数1,320名

会場 博物館 企画展示室

入場料 一般800円 / 高校生500円 / 小中学生300円

※石巻市との共催

③ラジオ石巻開局25周年記念&まきあーとテラス開館1周年イベント

「Golazo（ゴラッソ）in 石巻」

日時 令和4年5月21日（土）午後12時30分 / 入場者数236名

会場 複合文化施設 大ホール

入場料 全席指定 5,000円

※株式会社PLAYYTE、石巻エンタメ祭！実行委員会との共催

④まきあーとテラス開館1周年記念イベント「いぎなしやっぺし！1周年」

日時 令和4年5月22日（日） 午前9時～ / 入場者数240名

会場 複合文化施設 全館

入場料 無料

⑤【複合文化施設開館記念事業】

くすぐるぞ！大人の知的好奇心！！《番外編》

ア) 日本茶と音楽の密な関係 日本茶&チェロ奏者

日時 令和4年6月18日（土）午後2時 / 入場者数29名

会場 複合文化施設 小ホール

入場料 500円（30枚限定販売）

イ) 紅茶とクラシックの密な関係 紅茶&ヴィオラ奏者

日時 令和4年7月 5日（火）午後6時30分 / 入場者数29名

会場 複合文化施設 小ホール

入場料 500円（30枚限定販売）

⑥仮面ライダースーパーライブ2022石巻公演

日 時 令和4年7月10日(日) 午前10時 / 入場者数556名
午後 2時 / 入場者数432名

会 場 複合文化施設 大ホール

入場料 全席指定 3,500円

※k h b 東日本放送との共催

⑦東京都交響楽団メンバーによる弦楽四重奏

大和加奈・酒井幸(ヴァイオリン) / 林康夫(ヴィオラ) / 高橋純子(チェロ)

日 時 令和4年7月12日(火) 午後7時 / 入場者数130名

会 場 遊楽館 コモレビフォーラム

入場料 無料

⑧北海道歌旅座「ザ・コンサート 2022」

日 時 令和4年7月22日(金) 午後1時30分 / 入場者数91名

会 場 河北総合センター 文化交流ホール

入場料 全席自由 1,500円

⑨辻井伸行×三浦文彰 ARKシンフォニエッタ

日 時 令和4年7月23日(土) 午後2時 / 入場者数1,200名

会 場 複合文化施設 大ホール

入場料 全席指定 S席11,000円/A席9,000円

※仙台放送、河北新報社との共催

⑩【市民参加型事業】

大人も子どもも大発見!

萌江ちゃんとワクワクする!バックステージツアー

(小・中学生対象)

日 時 令和4年7月18日(月・祝) 午前11時 / 参加者数 4名

7月27日(水) 午後 1時 / 参加者数12名

8月10日(水) 午後 1時 / 参加者数15名

(15歳以上対象)

日 時 令和4年7月27日(水) 午後 7時 / 参加者数 6名

8月10日(水) 午後 7時 / 参加者数10名

会 場 複合文化施設 大ホールほか

参加料 無料

⑪【市民参加型事業】

んだっちゃ!ハワイ!!(ハワイアンフェス)

日 時 令和4年9月4日(日) 午後1時 / 入場者数400名

会 場 複合文化施設 大ホール

入場料 無料

⑫月明りコンサート2022

福島青衣子（ハープ）&大木麻理（パイプオルガン）

日時 令和4年9月20日（火）午後6時30分 / 入場者数90名

会場 遊楽館 コモレビフォーラム

入場料 無料（往復ハガキ応募）

⑬第37回石巻市美術展

会期 令和4年10月2日（日）～10日（月・祝） / 入場者数1,961名

会場 複合文化施設 市民ギャラリーほか

入場料 無料

⑭読売交響楽団創立60周年記念 石巻特別演奏会

小林研一郎（指揮）・角野隼斗（ピアノ）

日時 令和4年10月9日（日）午後3時 / 入場者数1,178名

会場 複合文化施設 大ホール

入場料 全席指定 一般4,800円 / 学生2,000円

※読売交響楽団との共催

⑮NES BAND（ゲーム音楽コンサート）

日時 令和4年10月16日（日）午後2時 / 入場者数90名

会場 複合文化施設 小ホール

入場料 全席指定 2,000円

⑯【複合文化施設開館記念事業】

くすぐるぞ！大人の知的好奇心！！

ア) スギテツ&浅野祥（津軽三味線）コンサート

日時 令和4年11月6日（日）午後2時 / 入場者数98名

会場 複合文化施設 小ホール

入場料 全席指定 一般2,500円 / 学生1,500円

イ) 夏井いつき 句会ライブ

日時 令和4年12月3日（土）午後2時 / 入場者数365名

会場 複合文化施設 大ホール

入場料 全席指定 3,000円

ウ) 宮川彬良の童謡・唱歌の深読み

日時 令和5年1月22日（日）午後2時 / 入場者数85名

会場 複合文化施設 小ホール

入場料 全席自由 一般2,000円 / 高校以下500円

⑰【複合文化施設開館記念事業】

銀巴里から40年…クミコ コンサート2022

わが麗しき歌物語 Vol. 5 愛しくない時 ～石巻特別公演～

日 時 令和4年11月8日(火) 午後6時 / 入場者数419名
会 場 複合文化施設 大ホール
入場料 全席自由 3,000円

⑱人形劇団ひとみ座公演「ふしぎ駄菓子屋 銭天堂」

日 時 令和4年11月27日(日) 午後2時 / 入場者数256名
会 場 遊楽館 かなんホール
入場料 全席指定 一般2,000円/高校以下1,000円

⑲声優朗読劇「フォアレーゼン」～疑惑～

日 時 令和4年12月11日(日) 午後3時 / 入場者数251名
会 場 複合文化施設 大ホール
入場料 全席指定 一般4,000円/高校以下2,000円

⑳【複合文化施設開館記念事業】

まきあーとノエル 2022

田中靖人(サクソフォン) & 新居由佳梨(ピアノ)

日 時 令和4年12月23日(金) 午後6時30分 / 入場者数97名
会 場 複合文化施設 小ホール
入場料 全席自由 一般1,500円/高校以下500円

㉑山形交響楽団ニューイヤーコンサート

日 時 令和5年1月19日(木) 午後7時 / 入場者数676名
会 場 複合文化施設 大ホール
入場料 全席指定 一般3,000円/高校以下1,500円

※山形交響楽団との共催

㉒【複合文化施設開館記念事業】

石巻市複合文化施設名誉館長就任記念

林家たい平 主演映画「でくの空」上映会・独演会

日 時 令和5年2月7日(火) 上映会：午後2時 / 入場者数272名
独演会：午後5時 / 入場者数894名

会 場 複合文化施設 大ホール

入場料 上映会：無料整理券 / 独演会：無料(往復ハガキ)

㉓【複合文化施設開館記念事業】

「老いと演劇」対話のワークショップ

菅原直樹(劇団 OiBokkeShi 主宰)による演劇ワークショップ

(講演&ワークショップ)

日 時 令和4年4月10日(日) 午後2時 / 参加者数13名
会 場 複合文化施設 小ホール
参加料 無料

(ワークショップ)

日時 令和4年7月 1日(土) 午後6時 / 参加者数9名
7月 2日(日) 午後1時 / 参加者数5名
令和5年2月18日(土) 午後1時30分 / 参加者数8名
2月19日(日) 午後1時30分 / 参加者数8名
3月 5日(日) 午後1時30分 / 参加者数8名
3月18日(土) 午後1時30分 / 参加者数8名
3月19日(日) 午前10時 / 参加者数8名

会場 複合文化施設 大研修室・小ホール

参加料 無料

(発表公演)

日時 令和5年3月19日(日) 午後1時 / 参加者数8名

会場 複合文化施設 小ホール

参加料 無料

②【複合文化施設開館記念事業】

宮川彬良× Osaka Shion Wind Orchestra

日時 令和5年3月26日(日) 午後2時 / 入場者数436名

会場 複合文化施設 大ホール

入場料 全席自由 一般2,500円/高校以下500円

■決算額 収益 23,179,458円
費用 39,121,767円

2 移動鑑賞事業

複合文化施設開館記念事業開催のため計画なし

■決算額 収益 0円
費用 0円

3 育成事業

①学校アウトリーチ事業

東京都交響楽団弦楽四重奏

日時 令和4年7月12日(水)～13日(木)

会場 12日:東浜小学校 全校 2名

稲井小学校 5年生 48名

13日:鹿妻小学校 2・4年生・支援 94名

湊中学校 全校57名

②子どもフォトコンテスト「みっけだ！」

会 期 令和4年8月2日(火)～21日(日) / 入場者数35名
会 場 複合文化施設 市民ギャラリー
入場料 無料

③大人フォトコンテスト「き()ょう」

会 期 令和4年9月1日(木)～15日(木) / 入場者数88名
会 場 複合文化施設 市民ギャラリー
入場料 無料

④学校アウトリーチ事業

田中靖人(サクソフォン) & 新居由佳梨(ピアノ)

日 時 令和4年12月21日(水)～22日(木)
会 場 21日:釜小学校 6年生 71名
22日:須江小学校 2・5年生 78名

⑤高校生影アナボランティア講座

内 容 講習1回のほか4公演で実践 / 参加者数(延べ)5名
会 場 複合文化施設 大・小ホール
参加料 無料

⑥パイプオルガン体験教室

日 時 令和4年10月22日(土) / 参加者数6名
会 場 遊楽館 コモレビフォーラム
参加料 無料

⑦パイプオルガンフリー体験

内 容 15回実施 / 参加者数(延べ)73名
会 場 遊楽館 コモレビフォーラム
参加料 無料

⑧ホールボランティア(レセプション)育成事業

内 容 講習1回のほか13公演で実践 / 参加者数(延べ)134名
会 場 複合文化施設 大・小ホール
参加料 無料

⑨大人フォトコンテスト「オノマトペ」

会 期 令和5年3月4日(土)～21日(火) / 入場者数304名
会 場 複合文化施設 市民ギャラリー
入場料 無料

⑩クリスタルピアノ演奏体験会

日 時 令和5年3月21日(火・祝) / 参加者数15名(組)
会 場 複合文化施設 小ホール
参加料 無料

■決算額 収 益 0円
 費 用 2, 1 1 3, 1 2 7円

※中止とした事業

- ①松竹大歌舞伎 舞踊公演
- ②コーヒーとクラシックの密な関係 コーヒー&チェロ奏者
- ③学生お笑いコンテスト
- ④石コレ ファッションショー

4 公共施設の管理運営事業

①複合文化施設指定管理業務

(1) 施設利用者状況 開館日数308日

施設名	貸館利用者数		個人利用者数	利用者数合計
	件数	利用者数		
大ホール	118	46,643	—	46,643
大ホールホワイエ	3	170	—	170
中ホール	68	12,114	—	12,114
小ホール	178	21,518	—	21,518
小ホールホワイエ	3	410	—	410
楽屋・控室	1,340	9,221	—	9,221
研修室	673	12,372	—	12,372
和室	85	1,111	—	1,111
活動室	708	3,723	—	3,723
市民ギャラリー	177	10,301	—	10,301
アトリエ	49	2,040	—	2,040
創作室	47	673	21	694
資料閲覧室	—	—	1,742	1,742
共有スペース	10	186	—	186
合計	3,459	120,482	1,763	122,245
前年比	26%増	24%増	75%増	24%増

(2) 博物館利用者状況

【常設展観覧者数】

	一般	高校生	小中学生	未就学児	合計
個人	2,644	29	145	—	2,818
団体	223	0	29	—	252

無 料	3,568	121	282	75	4,046
年間パス	64	0	10	0	74
合 計	6,519	150	466	75	7,190

【企画展観覧者数】

	一 般	高 校 生	小中学生	未就学児	合 計
個 人	2,948	11	103	—	3,062
団 体	4	41	0	—	45
無 料	703	0	2	27	732
合 計	3,655	52	105	27	3,839

②河北総合センター指定管理業務

(1) 施設利用者状況 開館日数308日

施設名	貸館利用者数		個人利用者数	利用者数合計
	件 数	利用者数		
ホール・集会所等	305	11,299	—	11,299
アリーナ	518	15,628	5,527	21,155
トレーニング室	—	—	2,147	2,147
柔剣道場	265	7,567	395	7,962
和 室	371	3,916	8	3,924
会議室等	646	13,705	—	13,705
美術工作室	110	1,752	63	1,815
その他・実習室等	51	2,440	—	2,440
合 計	2,266	56,307	8,140	64,447
前 年 比	17%増	6%減	41%増	2%減

③遊楽館指定管理業務

(1) 施設利用者状況 開館日数308日

施設名	貸館利用者数		個人利用者数	利用者数合計
	件 数	利用者数		
ホ ー ル 等	612	17,178	—	17,178
アリーナ	683	19,518	3,332	22,850
トレーニング室	—	—	3,205	3,205
和 室	45	1,016	—	1,016
会議室等	440	8,940	—	8,940
その他・実習室等	215	6,376	—	6,376
合 計	1,995	53,028	6,537	59,565
前 年 比	9%増	39%増	21%増	37%増

■決算額 収 益 32,909,573円
費 用 215,792,240円

■「公益目的事業1」の共通の収益、人件費等の配賦した経費の決算額

収 益 278,133,798円
費 用 91,100,736円

II 公共施設での管理運営事業（収益事業）

1 公共施設での管理運営事業（公益目的に該当しない事業）

【概要】指定管理業務のうち、事業目的が芸術文化の普及振興に該当しない事業

- ①複合文化施設指定管理業務
- ②河北総合センター指定管理業務
- ③遊楽館指定管理業務

■決算額 収 益 15,507,244円
費 用 108,021,186円

2 施設利用者への各種サービス

- ①受託チケット販売
- ②コピー、FAX送信サービス
- ③その他

■決算額 収 益 461,485円
費 用 0円

■「収益事業1」の共通の収益、人件費等の配賦した経費の決算額

収 益 128,205,122円
費 用 25,352,458円

Ⅲ 一般事務事業（法人管理）

1 評議員会に関する事項

開催年月日	議 事 事 項	
(定時) 令和4年6月17日	第1号議案 第2号議案	令3年度決算書類の承認について 役員を選任について
令和5年1月19日（臨時）	第3号議案	理事の選任について
令和5年2月28日（臨時）	第3号議案 第4号議案	理事の選任について 評議員の選任について

2 理事会に関する事項

開催年月日	議 事 事 項	
(第1回定例) 令和4年5月25日	第1号議案 第2号議案 第3号議案 第4号議案	令和3年度事業報告について 令和3年度収支決算について 役員候補者の選任について 定時評議員会の招集について
令和4年11月1日（臨時）	第5号議案 第6号議案	専務理事の解職について 芸術アドバイザーの退任届受理について
令和5年1月12日（臨時）	第7号議案 第8号議案 第9号議案	(仮称) 事業検討委員会の設置について 事務局長の解任について 専務理事の選定について
令和5年2月19日（臨時）	第9号議案	理事長の解職について 専務理事の選定について
(第2回定例) 令和5年3月27日	第10号議案 第11号議案 第12号議案 第13号議案 第14号議案	財務会計規程の一部改正について 令和5年度事業計画について 令和5年度収支予算について 理事候補者の選任について 臨時評議員会の招集について

3 登記に関する事項

登記原因年月日	登記事項	登記年月日
令和4年 6月17日	理事の変更	令和4年 6月24日
令和4年11月 8日	理事の変更	令和4年11月18日

4 行政庁への届出等に関する事項

届出年月日	届出事項
令和4年 6月28日	令和3年度事業報告等に係る提出書
令和4年 7月 8日	理事の変更に伴う変更届出書
令和4年12月 1日	理事の変更に伴う変更届出書
令和5年 3月30日	令和5年度事業計画書等に係る提出書

5 役員等に関する事項

(令和5年3月31日現在)

役職名	人数	氏名	備考
理事	10名	阿部和夫	令和5年2月19日理事長退任
専務理事		千葉美貴子	令和5年2月19日専務理事就任
理事		石井透公	令和4年6月17日 就任
		大森信治郎	令和3年6月22日 重任
		木村均	令和3年6月22日 重任
		武内宏之	令和3年6月22日 重任
		堀内賢市	令和4年6月17日 就任
		松浦敏枝	令和4年6月17日 就任
		毛利スミ子	令和3年6月22日 重任
		山田元郎	令和3年6月22日 重任
監事	2名	松川幸代	令和3年6月22日 重任
		阿部伸一	令和3年6月22日 就任
評議員	5名	伊藤和男	令和3年6月22日 重任
		大谷尚文	令和5年3月27日 辞任
		高橋静子	令和3年6月22日 重任
		久道澄子	令和3年6月22日 重任
		三浦頼子	令和3年6月22日 重任

6 職員に関する事項

(令和5年3月31日現在)

職名	人数	備考
事務局長	1名	複合文化施設支配人 兼務
事務局次長	1名	複合文化施設副支配人 兼務
課長	3名	
施設長	2名	嘱託職員
主任兼施設長補佐	2名	
事務局職員	5名	
契約職員	9名	
嘱託職員	3名	
臨時職員	3名	
計	29名	正規職員12名 契約職員9名 嘱託職員5名 臨時職員3名

■決算額 収 益 17,985,313円
 費 用 15,645,762円
 ※費用に人件費等の共通経費を配賦

事業報告の附属明細書について

令和4年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため作成しない。

令和4年度決算報告
正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科	目	当年度	前年度	増減
I	一般正味財産増減の部			
1	経常増減の部			
(1)	経常収益			
	基本財産運用益	873,481	900,356	△ 26,875
	基本財産受取利息	873,481	900,356	△ 26,875
	特定資産運用益	259	304	△ 45
	特定資産受取利息	259	304	△ 45
	事業収益	445,183,394	462,147,474	△ 16,964,080
	芸術文化事業収益	28,178,958	38,458,989	△ 10,280,031
	入場料等収益	6,182,200	10,944,500	△ 4,762,300
	芸術文化事業受託収益	19,997,100	24,365,313	△ 4,368,213
	共催事業収益	1,960,483	3,068,565	△ 1,108,082
	受取販売手数料	39,175	79,951	△ 40,776
	雑収益	0	660	△ 660
	指定管理事業収益	417,004,436	423,688,485	△ 6,684,049
	河北総合センター指定管理事業	68,546,308	68,964,000	△ 417,692
	遊楽館指定管理事業	86,643,208	81,572,000	5,071,208
	複合文化施設指定管理事業	261,814,920	273,152,485	△ 11,337,565
	受取利用料金	44,127,020	23,630,960	20,496,060
	河北総合センター利用料金	4,974,230	4,224,790	749,440
	遊楽館利用料金	5,372,610	4,518,920	853,690
	複合文化施設利用料金	33,780,180	14,887,250	18,892,930
	受取補助金等	4,630,000	7,508,000	△ 2,878,000
	受取地方公共団体補助金（石巻市）	4,630,000	4,800,000	△ 170,000
	受取芸術文化助成金	0	2,708,000	△ 2,708,000
	受取寄付金	100,000	100,000	0
	受取寄付金	100,000	100,000	0
	雑収益	4,751,382	4,915,580	△ 164,198
	雑収益	4,751,382	4,915,580	△ 164,198
	特定資産取崩額	1,789,963	0	1,789,963
	退職給付引当資産取崩額	1,789,963	0	1,789,963
	経常収益計	501,455,499	499,202,674	2,252,825
(2)	経常費用			
	事業費	484,676,260	490,228,522	△ 5,552,262
	報酬	455,300	753,600	△ 298,300
	給料	60,621,750	61,118,280	△ 496,530
	手当	19,011,313	21,134,014	△ 2,122,701
	賞与引当金繰入額	5,198,696	5,449,320	△ 250,624
	退職金	1,774,992	0	1,774,992
	退職給付費用	669,191	637,588	31,603
	福利厚生費	16,413,085	15,522,348	890,737
	賃金	6,341,265	3,104,485	3,236,780
	諸謝金	1,465,621	677,000	788,621
	旅費交通費	2,570,215	2,039,750	530,465
	減価償却費	0	215,363	△ 215,363
	食糧費	739,237	709,811	29,426
	消耗品費	3,299,094	4,216,005	△ 916,911
	燃料費	7,579,946	9,093,649	△ 1,513,703
	印刷製本費	2,540,780	2,646,262	△ 105,482

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
光熱水料費	113,745,776	101,002,220	12,743,556
修繕費	2,567,526	2,135,212	432,314
通信運搬費	2,148,295	1,591,656	556,639
消耗什器備品費	89,892	75,020	14,872
手数料	2,629,875	2,715,394	△ 85,519
広告料	1,882,100	2,357,300	△ 475,200
保険料	938,344	937,232	1,112
委託費	206,449,862	226,564,028	△ 20,114,166
使用料	1,620,529	1,349,218	271,311
借上料	6,755,828	7,145,246	△ 389,418
支払負担金	5,684,000	6,692,468	△ 1,008,468
租税公課	11,286,970	10,249,122	1,037,848
雑費	196,778	96,931	99,847
管理費	15,645,760	15,929,356	△ 283,596
報酬	1,438,950	1,976,400	△ 537,450
給料	6,735,750	6,790,920	△ 55,170
手当	2,087,043	2,337,691	△ 250,648
賞与引当金繰入額	577,633	605,480	△ 27,847
退職金	197,221	0	197,221
退職給付費用	74,355	70,843	3,512
福利厚生費	2,346,294	2,137,805	208,489
貸金	101,610	101,790	△ 180
交際費	2,000	2,000	0
旅費交通費	268,564	84,016	184,548
減価償却費	51,840	101,500	△ 49,660
食糧費	3,839	2,224	1,615
消耗品費	71,849	82,372	△ 10,523
燃料費	3,425	1,696	1,729
印刷製本費	22,231	65,857	△ 43,626
修繕費	5,396	8,958	△ 3,562
通信運搬費	243,369	128,744	114,625
消耗什器備品費	1,188	0	1,188
手数料	151,614	177,604	△ 25,990
広告料	22,000	0	22,000
保険料	21,906	24,178	△ 2,272
委託費	907,301	908,146	△ 845
借上料	32,252	34,254	△ 2,002
支払負担金	38,700	18,000	20,700
租税公課	236,430	211,978	24,452
雑費	3,000	56,900	△ 53,900
経常費用計	500,322,020	506,157,878	△ 5,835,858
当期経常増減額	1,133,479	△ 6,955,204	8,088,683
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	1,133,479	△ 6,955,204	8,088,683

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
法人税、住民税及び事業税	1,327,900	274,200	1,053,700
当期一般正味財産増減額	△ 194,421	△ 7,229,404	7,034,983
一般正味財産期首残高	63,315,442	70,544,846	△ 7,229,404
一般正味財産期末残高	63,121,021	63,315,442	△ 194,421
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	881,681	908,536	△ 26,855
基本財産受取利息	881,681	908,536	△ 26,855
一般正味財産への振替額	△ 873,481	△ 900,356	26,875
一般正味財産への振替額	△ 873,481	△ 900,356	26,875
当期指定正味財産増減額	8,200	8,180	20
指定正味財産期首残高	101,131,800	101,123,620	8,180
指定正味財産期末残高	101,140,000	101,131,800	8,200
III 正味財産期末残高	164,261,021	164,447,242	△ 186,221

正味財産増減計算書内訳表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科	目	公益目的事業会計		小計	収益事業等会計 施設管理事業等	法人会計	内部取引 等消去	合計
		芸術文化事業	共通					
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
基本財産運用益		0	0	0	0	873,481	0	873,481
基本財産受取利息		0	0	0	0	873,481	0	873,481
特定資産運用益		0	0	0	0	259	0	259
特定資産受取利息		0	0	0	0	259	0	259
事業収益		306,020,034	0	306,020,034	128,205,122	10,958,238	0	445,183,394
芸術文化事業収益		28,178,958	0	28,178,958	0	0	0	28,178,958
入場料等収益		6,182,200	0	6,182,200	0	0	0	6,182,200
芸術文化事業受託収益		19,997,100	0	19,997,100	0	0	0	19,997,100
共催事業収益		1,960,483	0	1,960,483	0	0	0	1,960,483
受取販売手数料		39,175	0	39,175	0	0	0	39,175
雑収益		0	0	0	0	0	0	0
指定管理事業収益		277,841,076	0	277,841,076	128,205,122	10,958,238	0	417,004,436
河北総合センター指定管理事業		45,240,563	0	45,240,563	21,934,819	1,370,926	0	68,546,308
遊楽館指定管理事業		57,184,517	0	57,184,517	27,725,827	1,732,864	0	86,643,208
複合文化施設指定管理事業		175,415,996	0	175,415,996	78,544,476	7,854,448	0	261,814,920
受取利用料金		30,041,925	0	30,041,925	14,085,095	0	0	44,127,020
河北総合センター利用料金		3,270,934	0	3,270,934	1,703,296	0	0	4,974,230
遊楽館利用料金		3,535,679	0	3,535,679	1,836,931	0	0	5,372,610
複合文化施設利用料金		23,235,312	0	23,235,312	10,544,868	0	0	33,780,180
受取補助金等		0	0	0	0	4,630,000	0	4,630,000
受取地方公共団体補助金(石巻市)		0	0	0	0	4,630,000	0	4,630,000
受取芸術文化助成金		0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金		0	0	0	0	100,000	0	100,000
受取寄付金		0	0	0	0	100,000	0	100,000
雑収益		2,867,648	0	2,867,648	1,883,634	100	0	4,751,382
雑収益		2,867,648	0	2,867,648	1,883,634	100	0	4,751,382
特定資産取崩額		292,722	0	292,722	74,006	1,423,235	0	1,789,963
退職給付引当資産取崩額		292,722	0	292,722	74,006	1,423,235	0	1,789,963
経常収益計		339,222,329	0	339,222,329	144,247,857	17,985,313	0	501,455,499

(単位：円)

科	目	公益目的事業会計			収益事業等会計 施設管理事業等	法人会計	内部取引 等消去	合 計
		芸術文化事業	共 通	小 計				
	給料	0	0	0	0	6,735,750	0	6,735,750
	手当	0	0	0	0	2,087,043	0	2,087,043
	賞与引当金繰入額	0	0	0	0	577,633	0	577,633
	退職金	0	0	0	0	197,221	0	197,221
	退職給付費用	0	0	0	0	74,355	0	74,355
	福利厚生費	0	0	0	0	2,346,294	0	2,346,294
	賃金	0	0	0	0	101,610	0	101,610
	交際費	0	0	0	0	2,000	0	2,000
	旅費交通費	0	0	0	0	268,564	0	268,564
	減価償却費	0	0	0	0	51,840	0	51,840
	食糧費	0	0	0	0	3,839	0	3,839
	消耗品費	0	0	0	0	71,849	0	71,849
	燃料費	0	0	0	0	3,425	0	3,425
	印刷製本費	0	0	0	0	22,231	0	22,231
	修繕費	0	0	0	0	5,396	0	5,396
	通信運搬費	0	0	0	0	243,369	0	243,369
	消耗什器備品費	0	0	0	0	1,188	0	1,188
	手数料	0	0	0	0	151,614	0	151,614
	広告料	0	0	0	0	22,000	0	22,000
	保険料	0	0	0	0	21,906	0	21,906
	委託費	0	0	0	0	907,301	0	907,301
	借上料	0	0	0	0	32,252	0	32,252
	支払負担金	0	0	0	0	38,700	0	38,700
	租税公課	0	0	0	0	236,430	0	236,430
	雑費	0	0	0	0	3,000	0	3,000
	経常費用計	351,302,616	0	351,302,616	133,373,644	15,645,760	0	500,322,020
	当期経常増減額	△ 12,080,287	0	△ 12,080,287	10,874,213	2,339,553	0	1,133,479
2	経常外増減の部							
(1)	経常外収益							
	経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0
(2)	経常外費用							
	経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0

(単位：円)

科	目	公益目的事業会計			小計	収益事業等会計 施設管理事業等	法人会計	内部取引 等消去	合計
		芸術文化事業	共通						
	当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	
	他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 12,080,287	0	△ 12,080,287	10,874,213	2,339,553	0	1,133,479	
	他会計振替額	0	5,437,107	5,437,107	△ 5,437,107	0	0	0	
	税引前当期一般正味財産増減額	△ 12,080,287	5,437,107	△ 6,643,180	5,437,106	2,339,553	0	1,133,479	
	法人税、住民税及び事業税	0	0	0	1,327,900	0	0	1,327,900	
	当期一般正味財産増減額	△ 12,080,287	5,437,107	△ 6,643,180	4,109,206	2,339,553	0	△ 194,421	
	一般正味財産期首残高	△ 86,893,934	58,166,928	△ 28,727,006	58,166,924	33,875,524	0	63,315,442	
	一般正味財産期末残高	△ 98,974,221	63,604,035	△ 35,370,186	62,276,130	36,215,077	0	63,121,021	
II	指定正味財産増減の部								
	基本財産運用利益	0	0	0	0	881,681	0	881,681	
	基本財産受取利息	0	0	0	0	881,681	0	881,681	
	一般正味財産への振替額	0	0	0	0	△ 873,481	0	△ 873,481	
	一般正味財産への振替額	0	0	0	0	△ 873,481	0	△ 873,481	
	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	8,200	0	8,200	
	指定正味財産期首残高	0	0	0	0	101,131,800	0	101,131,800	
	指定正味財産期末残高	0	0	0	0	101,140,000	0	101,140,000	
III	正味財産期末残高	△ 98,974,221	63,604,035	△ 35,370,186	62,276,130	137,355,077	0	164,261,021	

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	347,710	364,701	△ 16,991
当座預金	79,250,144	84,931,695	△ 5,681,551
普通預金	3,643,370	3,107,350	536,020
未収金	8,488,427	2,790,419	5,698,008
前渡金	17,600	17,600	0
流動資産合計	91,747,251	91,211,765	535,486
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
普通預金	90,000,000	0	90,000,000
定期預金	31,140,000	31,140,000	0
投資有価証券	0	89,991,800	△ 89,991,800
基本財産合計	121,140,000	121,131,800	8,200
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	20,629,659	21,676,076	△ 1,046,417
複合文化施設オープンイベント費用積立資産	0	3,699,114	△ 3,699,114
特定資産合計	20,629,659	25,375,190	△ 4,745,531
(3) その他固定資産			
車両運搬具	3	3	0
什器備品	3	3	0
ソフトウエア	47,520	99,360	△ 51,840
預託金	29,880	29,880	0
その他固定資産合計	77,406	129,246	△ 51,840
固定資産合計	141,847,065	146,636,236	△ 4,789,171
資産合計	233,594,316	237,848,001	△ 4,253,685
II 負債の部			
1. 流動負債			
事業費・管理費未払金	36,139,602	36,488,557	△ 348,955
未払法人税等	1,327,900	274,200	1,053,700
未払消費税等	3,713,400	3,839,800	△ 126,400
前受金	0	593,000	△ 593,000
預り金	1,746,405	4,474,326	△ 2,727,921
賞与引当金	5,776,329	6,054,800	△ 278,471
流動負債合計	48,703,636	51,724,683	△ 3,021,047
2. 固定負債			
退職給付引当金	20,629,659	21,676,076	△ 1,046,417
固定負債合計	20,629,659	21,676,076	△ 1,046,417
負債合計	69,333,295	73,400,759	△ 4,067,464
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄附金	101,140,000	101,131,800	8,200
指定正味財産合計	101,140,000	101,131,800	8,200
(うち基本財産への充当額)	(101,140,000)	(101,131,800)	(8,200)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	63,121,021	63,315,442	△ 194,421
(うち特定資産への充当額)	(20,000,000)	(20,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(3,699,114)	(△3,699,114)
正味財産合計	164,261,021	164,447,242	△ 186,221
負債及び正味財産合計	233,594,316	237,848,001	△ 4,253,685

貸借対照表内訳表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計	内部取引 等消去	合 計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金	132,416	12,294	203,000	0	347,710
当座預金	△ 13,433,499	72,938,183	19,745,460	0	79,250,144
普通預金	2,742,695	900,675	0	0	3,643,370
未収金	5,669,789	2,818,197	441	0	8,488,427
前渡金	0	0	17,600	0	17,600
流動資産合計	△ 4,888,599	76,669,349	19,966,501	0	91,747,251
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
普通預金	0	0	90,000,000	0	90,000,000
定期預金	0	0	31,140,000	0	31,140,000
投資有価証券	0	0	0	0	0
基本財産合計	0	0	121,140,000	0	121,140,000
(2) 特定資産					
退職給付引当資産	2,878,424	752,901	16,998,334	0	20,629,659
複合文化施設オープンイベント 費用積立資産	0	0	0	0	0
特定資産合計	2,878,424	752,901	16,998,334	0	20,629,659
(3) その他固定資産					
車両運搬具	0	0	3	0	3
什器備品	3	0	0	0	3
ソフトウェア	0	0	47,520	0	47,520
預託金	0	0	29,880	0	29,880
その他固定資産合計	3	0	77,403	0	77,406
固定資産合計	2,878,427	752,901	138,215,737	0	141,847,065
資産合計	△ 2,010,172	77,422,250	158,182,238	0	233,594,316
II 負債の部					
1. 流動負債					
事業費・管理費未払金	22,660,591	10,415,524	3,063,487	0	36,139,602
未払法人税等	0	1,327,900	0	0	1,327,900
未払消費税等	2,562,246	1,076,886	74,268	0	3,713,400
前受金	0	0	0	0	0
預り金	1,157,560	475,406	113,439	0	1,746,405
賞与引当金	4,101,193	1,097,503	577,633	0	5,776,329
流動負債合計	30,481,590	14,393,219	3,828,827	0	48,703,636
2. 固定負債					
退職給付引当金	2,878,424	752,901	16,998,334	0	20,629,659
固定負債合計	2,878,424	752,901	16,998,334	0	20,629,659
負債合計	33,360,014	15,146,120	20,827,161	0	69,333,295
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
寄附金	0	0	101,140,000	0	101,140,000
指定正味財産合計	0	0	101,140,000	0	101,140,000
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(101,140,000)	(0)	(101,140,000)
2. 一般正味財産					
△ 35,370,186	62,276,130	36,215,077	0	63,121,021	
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(20,000,000)	(0)	(20,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	0
正味財産合計	△ 35,370,186	62,276,130	137,355,077	0	164,261,021
負債及び正味財産合計	△ 2,010,172	77,422,250	158,182,238	0	233,594,316

収支計算書

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

公益財団法人石巻市芸術文化振興財団

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[900,000]	[873,481]	[26,519]
基本財産利息収入	900,000	873,481	26,519
特定資産運用収入	[1,000]	[259]	[741]
特定資産利息収入	1,000	259	741
事業収入	[449,278,000]	[445,183,394]	[4,094,606]
指定管理事業収入	(409,300,000)	(417,004,436)	(△) 7,704,436)
河北総合センター指定管理事業	66,100,000	68,546,308	△ 2,446,308
遊楽館指定管理事業	81,200,000	86,643,208	△ 5,443,208
複合文化施設指定管理事業	262,000,000	261,814,920	185,080
芸術文化事業収入	(39,978,000)	(28,178,958)	(11,799,042)
入場料等	19,978,000	6,182,200	13,795,800
芸術文化事業受託	20,000,000	19,997,100	2,900
共催事業	0	1,960,483	△ 1,960,483
受取販売手数料	0	39,175	△ 39,175
利用料金収入	[24,440,000]	[44,127,020]	[△) 19,687,020]
ビッグバン利用料金	3,840,000	4,974,230	△ 1,134,230
遊楽館利用料金	3,600,000	5,372,610	△ 1,772,610
複合文化施設利用料金	17,000,000	33,780,180	△ 16,780,180
補助金等収入	[7,130,000]	[4,630,000]	[2,500,000]
地方公共団体補助金収入	4,630,000	4,630,000	0
民間助成金収入	2,500,000	0	2,500,000
寄付金収入	[0]	[100,000]	[△) 100,000]
寄付金収入	0	100,000	△ 100,000
雑収入	[3,500,000]	[4,751,382]	[△) 1,251,382]
受取利息収入	0	100	△ 100
雑収入	3,500,000	4,751,282	△ 1,251,282
事業活動収入計	485,249,000	499,665,536	△ 14,416,536
2. 事業活動支出			
事業費支出	[473,568,000]	[476,508,799]	[△) 2,940,799]
報酬支出	1,884,000	1,138,250	745,750
給料支出	67,205,000	67,357,500	△ 152,500
手当支出	27,935,000	21,098,356	6,836,644
臨時雇賃金支出	6,292,000	6,442,875	△ 150,875
福利厚生費支出	18,588,000	18,545,198	42,802
旅費交通費支出	3,912,000	2,570,215	1,341,785
食糧費支出	1,040,000	739,237	300,763
通信運搬費支出	1,632,000	2,041,692	△ 409,692
消耗什器備品費支出	0	79,200	△ 79,200
消耗品費支出	3,455,000	3,085,224	369,776
修繕費支出	3,000,000	2,518,956	481,044
印刷製本費支出	4,055,000	2,390,201	1,664,799

科 目	予算額	決算額	差異
燃 料 費 支 出	12,174,000	7,549,123	4,624,877
光 熱 水 料 費 支 出	79,600,000	113,745,776	△ 34,145,776
手 数 料 支 出	1,335,000	2,621,955	△ 1,286,955
借 上 料 支 出	6,546,000	6,465,560	80,440
広 告 料 支 出	820,000	1,882,100	△ 1,062,100
保 険 料 支 出	812,000	741,190	70,810
使 用 料 支 出	1,830,000	1,620,529	209,471
諸 謝 金 支 出	1,023,000	1,465,621	△ 442,621
租 税 公 課 支 出	100,000	63,100	36,900
負 担 金 支 出	5,064,000	5,684,000	△ 620,000
委 託 費 支 出	224,223,000	206,466,163	17,756,837
雑 支 出	1,043,000	196,778	846,222
管 理 費 支 出	[18,030,000]	[24,606,606]	[△ 6,576,606]
交 際 費 支 出	50,000	2,000	48,000
報 酬 支 出	708,000	756,000	△ 48,000
給 料 支 出	0	6,054,800	△ 6,054,800
退 職 金 支 出	0	1,972,213	△ 1,972,213
退 職 給 付 支 出	1,313,000	0	1,313,000
福 利 厚 生 費 支 出	0	214,181	△ 214,181
旅 費 交 通 費 支 出	312,000	268,564	43,436
食 糧 費 支 出	0	3,839	△ 3,839
通 信 運 搬 費 支 出	352,000	332,372	19,628
消 耗 什 器 備 品 費 支 出	0	11,880	△ 11,880
消 耗 品 費 支 出	370,000	285,719	84,281
修 繕 費 支 出	250,000	53,966	196,034
印 刷 製 本 費 支 出	200,000	172,810	27,190
燃 料 費 支 出	78,000	34,248	43,752
手 数 料 支 出	184,000	159,534	24,466
借 上 料 支 出	729,000	322,520	406,480
広 告 料 支 出	0	22,000	△ 22,000
保 険 料 支 出	264,000	219,060	44,940
租 税 公 課 支 出	12,253,000	12,788,200	△ 535,200
負 担 金 支 出	76,000	38,700	37,300
委 託 費 支 出	891,000	891,000	0
雑 支 出	0	3,000	△ 3,000
そ の 他 の 事 業 活 動 支 出	[0]	[17,600]	[△ 17,600]
そ の 他 の 事 業 活 動 支 出	0	17,600	△ 17,600
事業活動支出計	491,598,000	501,133,005	△ 9,535,005
事業活動収支差額	△ 6,349,000	△ 1,467,469	△ 4,881,531
Ⅱ 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
基 本 財 産 取 崩 収 入	[0]	[90,000,000]	[△ 90,000,000]
投 資 有 価 証 券 売 却 収 入	0	90,000,000	△ 90,000,000

科 目	予算額	決算額	差 異
特 定 資 産 取 崩 収 入	[0]	[5,489,077]	[△ 5,489,077]
退 職 給 付 引 当 資 産 取 崩 収 入	0	1,789,963	△ 1,789,963
積 立 資 産 取 崩 収 入	0	3,699,114	△ 3,699,114
投資活動収入計	0	95,489,077	△ 95,489,077
2. 投資活動支出			
基 本 財 産 取 得 支 出	[0]	[90,000,000]	[△ 90,000,000]
普 通 預 金 支 出	0	90,000,000	△ 90,000,000
特 定 資 産 取 得 支 出	[0]	[743,546]	[△ 743,546]
退 職 給 付 引 当 資 産 取 得 支 出	0	743,546	△ 743,546
投資活動支出計	0	90,743,546	△ 90,743,546
投資活動収支差額	0	4,745,531	△ 4,745,531
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	0		0
当期収支差額	△ 6,349,000	3,278,062	△ 9,627,062
前期繰越収支差額	0	45,524,282	△ 45,524,282
次期繰越収支差額	△ 6,349,000	48,802,344	△ 55,151,344

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

ソフトウェア・・・定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・職員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合要支給額を計上している。

賞与引当金・・・職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額並びにその残高

基本財産及び特定資産の増減額並びにその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
普通預金	0	90,000,000	0	90,000,000
定期預金	31,140,000	0	0	31,140,000
投資有価証券	89,991,800	0	89,991,800	0
小 計	121,131,800	90,000,000	89,991,800	121,140,000
特定資産				
退職給付引当資産	21,676,076	743,546	1,789,963	20,629,659
複合文化施設オープンイベント費用積立資産	3,699,114	0	3,699,114	0
小 計	25,375,190	743,546	5,489,077	20,629,659
合 計	146,506,990	90,743,546	95,480,877	141,769,659

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
普通預金	90,000,000	(90,000,000)		
定期預金	31,140,000	(11,140,000)	(20,000,000)	-
投資有価証券	0	0	-	-
小 計	121,140,000	(101,140,000)	(20,000,000)	-
特定資産				
退職給付引当資産	20,629,659	-	-	(20,629,659)
小 計	20,629,659	0	0	(20,629,659)
合 計	141,769,659	(101,140,000)	(20,000,000)	(20,629,659)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	5,047,924	5,047,921	3
什器備品	1,461,690	1,461,687	3
ソフトウェア	2,015,355	1,967,835	47,520
合 計	8,524,969	8,477,443	47,526

5. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	8,488,427	0	8,488,427
合 計	8,488,427	0	8,488,427

6. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息	873,481
合 計	873,481

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載のとおりである。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	21,676,076	743,546	1,789,963	0	20,629,659
賞与引当金	6,054,800	5,776,329	6,054,800	0	5,776,329

財 産 目 録

令和5年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)				
	現金	手元保管	運転資金として	347,710
	当座預金	七十七銀行石巻支店 No.5248591	運転資金として	79,250,144
	普通預金	七十七銀行石巻支店 No.9183612	運転資金として	2,897,520
		七十七銀行石巻支店 No.9216839		0
		七十七銀行石巻支店 No.9233377		0
		七十七銀行石巻支店 No.9254790		300,630
		石巻商工信用組合本店 No.2168404		0
		石巻商工信用組合 前谷地支店 No.2107884		445,220
	未収金			8,488,427
	前渡金			17,600
流動資産合計				91,747,251
(固定資産)				
基本財産				
	普通預金	七十七銀行石巻支店 No.9216821	運用益を管理費の財源として使用している。	90,000,000
	定期預金	七十七銀行石巻支店 No.5248591-071	運用益を管理費の財源として使用している。	137,500
	定期預金	七十七銀行石巻支店 No.3009465-001	運用益を管理費の財源として使用している。	20,000,000
	定期預金	石巻商工信用組合本店 No.2594867	運用益を管理費の財源として使用している。	10,002,500
	定期預金	石巻信用金庫あゆみ野支店 No.0505107	運用益を管理費の財源として使用している。	1,000,000
特定資産				
	退職給付引当資産	七十七銀行石巻支店 普通預金 No.9189556	職員の退職金の支払の財源として積み立てている。	20,629,659
その他固定資産				
	車両運搬具	普通乗用車	管理運営の用に供している。	1
	車両運搬具	軽自動車	管理運営の用に供している。	2
	什器備品	電子ピアノ	公益目的保有財産として公益事業の用に供している。	1
	什器備品	草刈機	公益目的保有財産として公益事業の用に供している。	2
	ソフトウェア		管理運営の用に供している。	47,520

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
	預託金	自動車リサイクル料	管理運営の用に供している。	29,880
固定資産合計				141,847,065
資産合計				233,594,316
(流動負債)	未払金			36,139,602
	未払法人税等			1,327,900
	未払消費税等			3,713,400
	前受金			0
	預り金	社会保険料		935,325
		指定管理業務料清算金		629,080
		プレイガイドチケット代		172,000
		住民税預り金		10,000
	賞与引当金		当期帰属分としての職員賞与の支払に備えたもの。	5,776,329
流動負債合計				48,703,636
(固定負債)	退職給付引当金		職員の退職金の支払に備えたもの。	20,629,659
固定負債合計				20,629,659
負債合計				69,333,295
正味財産				164,261,021

令和5年度事業計画書

I 芸術文化活動の普及振興事業（公益目的事業）

1 公演鑑賞事業

①「グエン・ヴィエット・チュン」ピアノリサイタル

日時 令和5年5月24日（水） 午後2時開演

会場 複合文化施設 小ホール

入場料 全席自由 2,000円

※石巻市との共催事業

②日本フィルハーモニー交響楽団 オーケストラキャラバン in 石巻

日時 令和5年6月14日（水） 午後6時30分開演

会場 複合文化施設 大ホール

入場料 全席指定 一般2,000円／高校生以下1,000円

※（公財）日本フィルハーモニー交響楽団との共催事業

③仮面ライダースーパーライブ 2023

日時 令和5年7月9日（日） 午前10時／午後2時開演（2回公演）

会場 複合文化施設 大ホール

入場料 全席指定 3,800円

※k h b東日本放送との共催事業

④北海道歌旅座 ザ・コンサート 2023

日時 令和5年7月23日（日） 午後1時30分開演

会場 河北総合センター 文化交流ホール

入場料 全席自由 1,500円

⑤月明りコンサート 2023（パイプオルガン・オーボエ・チェロ）

日時 令和5年9月25日（月） 開演時間未定

会場 遊楽館コモレビフォーラム

入場料 無料

⑥第38回石巻市美術展

期間 令和5年10月1日（日）～9日（月祝）

会場 複合文化施設 小ホール／市民ギャラリーほか

入場料 無料

⑦日越外交関係樹立50周年記念

ベトナム国立交響楽団 石巻公演 ～鎮魂の祈り、希望～

日時 令和5年10月7日（土） 開演時間未定

会場 複合文化施設 大ホール

入場料 一般3,000円／高校生以下1,500円（予定）

※石巻市との共催事業

⑧鼓童 ONE EARTH TOUR 2023

日 時 令和5年12月9日(土) 開演時間未定

会 場 複合文化施設 大ホール

入場料 未定

⑨劇団うりんこ(子供参加型演劇公演)

日 時 令和5年12月15日(金) 開演時間未定

会 場 河北総合センター 文化交流ホール

入場料 未定

※子供対象の演劇ワークショップを併せて開催予定

■その他、ピアノリサイタル等の開催を計画中。

2 移動鑑賞事業

①松竹大歌舞伎公演鑑賞バスツアー

日 時 令和5年7月15日(土) 午後1時30分開演

会 場 東京エレクトロンホール宮城

参加料 6,500円(S席)

3 育成事業

①まきあーとテラス クリスタルピアノ体験演奏会

日 時 通年(複数回開催予定)

会 場 複合文化施設 小ホール

参加料 無料

②まきあーとテラス 舞台スタッフ体験学習会(仮称)

日 時 通年(複数回開催予定)

会 場 複合文化施設 大ホール

参加料 無料

③学校アウトリーチ事業

④パイプオルガン体験教室等

⑤ホールボランティア(レセプションニスト)育成事業

4 公共施設の管理運営事業

①複合文化施設指定管理業務

②河北総合センター指定管理業務

③遊楽館指定管理業務

II 公共施設での管理運営事業(収益事業)

1 公共施設での管理運営事業(公益目的に該当しない事業)

①複合文化施設指定管理業務

②河北総合センター指定管理業務

③遊楽館指定管理業務

2 施設利用者への各種サービス

①受託チケット販売

②コピー、FAX送信サービス

③その他

